

表題	作成コーナーで「医療費控除」を入力したい
ファイル名	7 セルフメディケーション税制の入力

目次

1	医療費控除の入力（適用する医療費控除の選択 SS-FC-010）	1
2	医療費控除の入力（取組内容等の入力 SS-FC-140）	2
3	医療費控除の入力（医薬品購入に係る領収書等の一覧 SS-FC-150）	2
4	医療費控除の入力（医薬品購入に係る領収書等の入力 SS-FC-160）	3
5	医療費控除の入力（医薬品購入に係る領収書等の一覧 SS-FC-150）	3
6	計算結果	4
7	医療費控除の入力（控除の入力 1/2 SS-AA-070a、所得・控除の入力 SS-AA-070c）	4

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 医療費控除の入力（適用する医療費控除の選択 SS-FC-010）	
国税庁 確定申告書等作成コーナー 令和1 年分 所得税 マイナンバーカード よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ 医療費控除の入力 適用する医療費控除の選択 「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択してください。 なお、両方の控除を重複して適用することはできません。 ☐ 医療費控除 ※：令和6年中に支払った医療費が、一定の金額を超える場合の控除（最高200万円） ➤ 医療費控除の適用要件を詳しく確認する ☒ セルフメディケーション税制 ※：健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、令和6年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除（最高8万8千円） ➤ セルフメディケーション税制の適用要件を詳しく確認する どちらを選択していいかわからない方 既に明細書を作成された方 作成コーナーで明細書を作成しない場合、明細書はe-Taxで送信されませんので別途提出する必要があります。 ☐ 既に明細書を作成している 医療費控除の入力内容を削除する場合 戻る 次へ	「適用する医療費控除の選択」画面で『セルフメディケーション税制』を選択し、『次へ』を押します。

2 医療費控除の入力（取組内容等の入力 SS-FC-140）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

医療費控除の入力

取組内容等の入力

取組内容の入力

セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、令和6年中に健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。

> 取組を行ったことを明らかにする書類の詳細

取組内容の選択

選択してください

証明書発行者

※：30文字以内

〇〇病院

戻る 次へ

画面の案内に従い「取組内容の選択」及び「証明書発行者」の入力を行います。入力終了後『次へ』を押します

3 医療費控除の入力（医薬品購入に係る領収書等の一覧 SS-FC-150）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

医療費控除の入力

医薬品購入に係る領収書等の一覧

医薬品購入に係る領収書等をご用意の上、入力してください。

なお、健康診査などの取組に要した費用は、控除の対象となりません。

※：セルフメディケーション税制の対象となる医薬品は、領収書に控除対象となることが記載されています。

> 控除の対象となる医薬品の領収書の表示例を確認する

入力件数：0件/600件

+ 医薬品の領収書等を入力する

戻る 入力終了

『+医薬品の領収書等を入力する』を押します。

4 医療費控除の入力（医薬品購入に係る領収書等の入力 SS-FC-160）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

医療費控除の入力

医薬品購入に係る領収書等の入力 1件目

① 医薬品1件ごとではなく、薬局等支払い先ごとにまとめて入力できます。
 > まとめて入力する方法

領収書等の入力

医薬品購入に係る領収書等の内容を入力してください。

薬局などの支払先の名称
 ※：20文字以内

1件目

医薬品の名称
 ※：最初の数文字を入力すると、医薬品の名称の候補が表示されます。表示されない場合は、直接入力してください。
 ※：30文字以内

+ 別の医薬品を追加入力する

A. 医薬品の購入金額（円・税込）

B. Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額（円）

※：補てんされる金額がある場合は、必ず入力してください。

戻る 別の支払先を入力する 入力内容の確認

画面の案内に従い「薬局などの支払先の名称」「医薬品の名称」「医薬品の購入金額」等の必要事項を入力し、『入力内容の確認』を押します。

入力した薬局以外の支払先を入力する場合は、『別の支払先を入力する』を押します。

※

5 医療費控除の入力（医薬品購入に係る領収書等の一覧 SS-FC-150）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

医療費控除の入力

医薬品購入に係る領収書等の一覧

医薬品購入に係る領収書等をご用意の上、入力してください。
 なお、健康診査などの取組に要した費用は、控除の対象となりません。
 ※：セルフメディケーション税制の対象となる医薬品は、領収書に控除対象となることが記載されています。
 > 控除の対象となる医薬品の領収書の表示例を確認する

入力件数：1件/600件

医薬品購入に係る領収書等の入力内容

	薬局などの支払先の名称	医薬品の名称	医薬品等購入金額	補てんされる金額	操作
1	国税薬局	風邪薬	200,000円	-	訂正 削除

+ 医薬品の領収書等を入力する

医薬品等購入金額の合計
 200,000円

補てんされる金額の合計
 -

戻る 入力終了

「医薬品購入に係る領収書等の一覧」画面に、入力した内容が表示されます。追加して入力する場合は、『+医薬品の領収書等を入力する』を押します。入力終了後『入力終了』を押します。

6 計算結果

計算結果

入力された内容を基に計算した控除額は、以下のとおりです。

医療費控除額
88,000円

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が適用されています。

閉じる

「計算結果」が表示されます。内容を確認の上、『閉じる』を押します。

7 医療費控除の入力（控除の入力 1/2 SS-AA-070a、所得・控除の入力 SS-AA-070c）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 6 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

控除の入力 (1/2)

支出に関する控除の入力

一定額を超える医療費などを支払った方 ☒ □

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除 ☒ 入力あり

医療費控除額を表示する

ふるさと納税などの寄附をした方 ☒ □

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除 -

政党等寄附金等特別控除 -

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 6 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

所得・控除の入力

選択された所得の入力

給与収入がある方 ☒ □

給与収入があり、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

給与所得 ☒ 入力あり

給与所得の金額を表示する

支出に関する控除の入力

災害などにより損害を受けた方 ☒ □

災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免 -

一定額を超える医療費などを支払った方 ☒ □

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除 ☒ 入力あり

医療費控除額を表示する

「控除の入力(1/2)」または「所得・控除の入力」画面の「医療費控除」覧に「入力あり」と表示されます。

セルフメディケーションでの入力方法については、以上となります。